添付法令資料１：

韓国東・西・南海岸及び内陸圏発展特別法（目次）

2018 年 4 月 17 日法律第 15607 号により一部改正　2019 年 4 月 18 日施行

第 1 章　総則（第 1 条ないし第 4 条）
第 2 章　発展総合計画の樹立等（第 5 条ないし第 12 条）
第 3 章　開発事業の施行（第 13 条ないし第 20 条）
第 3 章の 2　海洋観光振興地区の指定及び開発に関する特例（第 20 条の 2 及び第 20 条の 3）
第 4 章　東・西・南海岸圏又は内陸圏発展共同協議会等（第 21 条ないし第 23 条の 2）
第 5 章　産業発展及び観光振興のための特例（第 24 条ないし第 30 条の 2）
第 6 章　財政支援等（第 31 条ないし第 32 条）
第 7 章　補則（第 33 条ないし第 36 条）
第 8 章　罰則（第 37 条ないし第 39 条）
附則

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所